

第5回コーデックス動物飼料特別部会（CTAF）について

1. 開催日時及び開催地

平成16年5月17～19日、デンマーク（コペンハーゲン）

2. 概要

- (1) 本特別部会は、動物由来食品による消費者の健康へのリスクを最小化すること等を目的とした適正動物飼養実施規範（Codex Code of Practice on Good Animal Feeding）を策定することを目的に設置され、昨年3月までに4回の会合が持たれている。

適正動物飼養実施規範については、既に昨年6月に開催された第26回コーデックス委員会総会において①飼料添加物の定義（規定6）、②GMOの表示（規定11）及び③トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング（規定12、13）以外について採択（ステップ8）されている。

- (2) 今回の第5回特別部会では、第26回総会で採択されなかった上記3点について議論が行われ、以下の内容で合意が得られ、本年6月28日から開催の第27回総会に付すこととされた。

① 飼料添加物の定義

定義で読まれる飼料添加物を明確にするため、「微生物、酵素、pH調整剤、微量元素、ビタミン及びその他の製品が、その使用の目的及び給与の方法によってこの定義の範囲に含まれる」旨の脚注を付す。

② GMOの表示

GMOの表示については食品表示部会で議論中であり、その結論を待つ。

③ トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング

飼料のT/P/Tについては一般原則部会において合意された定義（＝生産、加工及び流通の特定の段階において、食品の移動を追跡する能力）を適切に適用する。また、その手法の開発は、食品輸出入検査認証システム部会における議論の結果を待つ。

- (3) また、ECから、飼料分野におけるHACCPシステムの適用やネガティブリストの作成等の新たな取り組みを提案、このための新たな部会立ち上げの計画書を作成し、第27回総会に提出することとされた。

3. その他

今回の特別部会に先立ち、上記3点に関して米国・EC間で概ね合意しており、大きな議論なく結論に達した。

なお、飼料添加物の定義に関しては、各国の規制制度が異なる中でこれまで合意が得られなかったが、今回の特別会合において、定義がより幅広い制度を包含するものとなるよう我が国から表現について修正意見を出し、各国の合意形成に貢献できた。